



自転車の危険運転注意！

自転車は道路交通法上で「軽車両」に位置付けられており、「車のなかま」です。
自転車の安全利用を守り、事故防止に努めましょう！

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



信号のない交差点で事故が多発！！

自転車事故の多くは「**信号のない交差点**」で発生しています。

「一時停止」の標識では必ず止まって安全確認、
標識がなくても見通しの悪いところは徐行し、
安全を確認して走行しましょう！



◎自転車での下り坂走行に注意！

- ・すぐに止まれるようにスピードを抑えて走行！！
- ・前を見て運転に集中！！

